

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

6 番三木です。

冒頭、本定例会に上程されております、令和 5 年度予算案において令和 4 年度当初予算で削減されておりました社会活動団体、文化団体、ボランティア団体等の活動補助金が計上されており、町民の声が、町執行部にしっかり届いている証であると、たいへん嬉しく思っております。各団体で活動されている方々は、長年にわたり社会活動の核となって町運営に協力されており、今後もその方々の活動意欲を削がない、より協力していただける予算措置をお願いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

通告にないので、早く終わってください。

○6 番（三木俊明君）

分かりました。

それでは質問に移ります。9 月定例会で、中央学校給食センターのアレルギー対応について質問をしておりました。その後の成果ならびに新年度における組織体制強化について伺いたいと思います。

まず 1 点目、9 月以降のアレルギー対応の経過についてご説明ください。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

失礼いたします。

それでは、三木議員ご質問の 9 月以降のアレルギー対応の経過についてお答えいたします。昨年 10 月から、土庄こども園の栄養士が給食センターに赴きましたが、給食センター側の準備ができていなかったため、アレルギー対応の業務を十分に行うことができませんでした。その後、諸般の事情により給食センターとの兼務を解かざるを得なくなっていました。

教育委員会としましてはこの状況を重く受け止め、教育長自ら、栄養士や給食センター職員と複数回面談し、センター内での事務分担や学校との連携強化、アレルギー対応の円滑化などに関する改善策について話し合っていました。なお、3 月に入り栄養士の応募があったため、4 月から採用しまして、給食センターで勤務していただく予定としております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

センター側の準備不足というお話でありましたが、給食センターの現場の栄養教諭、事務方、調理員の皆さんは、職員の定数にも満たない中で、非常によく頑張って、子どもたちの安全安心な給食の提供のため、従事していただいております。感謝しております。この配置等につきましては、教育委員会のほうが、事前にきちんとセンターと話をして、準備をするように導いていくのが基本であると思っておりますので、その辺、考えていただきたいと思います。

それではただ今の説明ですと、この 1 年間は、アレルギー対応の強化については思ったようにできなかったということで認識いたします。4 月から栄養士を採用すると答弁されましたが、その勤務の体制、体系と職員の身分はどのようなになっているかお伺いします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

再質問にお答えいたします。

まず、採用予定となっております栄養士につきましては、勤務体制につきましては、週 5 日の 1 日 5 時間程度を考えております。それから職員の身分については、会計年度任用職員を考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

ありがとうございました。

9 月のときの話は、月に 4 回程度というような配置の状況だったと思います。今回につきましては、週に 5 日ということで改善されていると思います。それはそれでよろしいかと思うんですが、2 点目に PTA 連絡協議会からも、この問題に対し要望があったと聞いておりますが、どのような意見、要望があったのか伺います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

土庄町 PTA 連絡協議会からの要望につきましては、10 月 21 日に要望書が提出されております。予算要望の拡充としまして、アレルギー対応の職員配置の要望が記載されておりました。その内容につきましては、アレルギー対応の児童生徒が増えてきている中、より安全で安心なアレルギー対応を実現するため、資格を持った管理栄養士の新規配置をお願いしたいというものでありました。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

PTA 連絡協議会からは、教育環境全般にわたって、さまざまな要望が出ているのは承知しております。アレルギー対応につきまして、管理栄養士等の資格を持った職員の新規配置をお願いするというふうなお話でございます。この要望はですね、アレルギー対応のみならず、給食センター全体の人員体制を充実して、不測の事態が起きたとき、確実に対応できる給食センターであることを切に願った保護者の声であるということを認識していただきたいと。その上で、先ほど申しました、栄養士さんの会計年度任用職員というお話であります、そういう資格を持って、これからもずっと給食センター、子どもたちの給食を作っていく責任を、この方が責任がないというんではないです。町の給食センターの体制として、正規職員をきちんと配置して体制を整えていただきたいと思います。

3 点目、2014 年の法改正で、教育委員会改革が行われ、教育委員長の廃止と、教育長の権限強化が行われ、2015 年 4 月より、教育総合会議が新設されました。わが町における教育総合会議でも、昨年 6 月の会議で、委員よりアレルギー対応の質問が出ているのは、ネットにアップロードされており、承知いたしております。その後、この会議がアップロードされておりません。9 月以降、この問題について協議をされたのか。また、教育委員会定例会議もあると聞いておりますが、そこではどのような議論がされたのか併せて伺います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

教育総合会議の開催についてですが、確かに 4 年度につきましては 6 月に開催して、9 月以降については開催しておりません。開催はしていないんですけども、給食センターのアレルギー対応につきましては、個別の問題として、より詳しく具体的に検討していく必要があるということから、定例の委員会において詳細を報告し、教育委員の意見をいただくことなどをしており、その都度、町長部局とも協議をしております。

なお、教育委員会の定例会での協議についてですが、10 月 31 日の定例会ですね、食物アレルギー対応マニュアルについて協議をいたしております。この中でですね、アレルギーチェックの流れであるとか、その対応方法について意見を教育委員からいただいております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

教育総合会議は、町長が招集するという規定になっていると思います。

9 月の一般質問、その後の PTA 連絡協議会からの要望がありながら、6 月以降開催されていないのは、非常に残念でございます。また、定例会議はネットで公表されません。保護者からすれば、教育委員さんが、この問題に対してどのような考えを持ち、議論をしているのかが見えてきません。町にとってかけがえのない子どもたちの教育環境問題全般にわたって、この問題、アレルギー問題だけにかかわらず、何らかのかたちで保護者に発信する手だてを考えていただきたいと思います。できましたら、広報等のコラムを設けるとかということで、子どもたちに保護者にとっては、町がどのように、わが子たち、子どもたちを守っていくのかというのは非常に強い関心を持っていると思いますので、ぜひ、そういうふうなかたちでしていただきたいと思います。

4 点目、予算説明でもありましたが、改めて新年度における中央学校給食センター現場のアレルギー対応改善策の説明をお願いします。また、できましたら人員配置策につきましても、現段階の考えを説明お願いいたします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは新年度における取り組みといたしましては、まずは人事配置につきまして、事務職員を正規職員とする方向で、今、調整をしているとともに、会計年度任用職員の栄養士を配置する予定としており、アレルギーチェックの体制を整えていきます。また、アレルギー食をつくるための専用のブースを設け、食の安心安全に努めることとしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

人員配置策につきまして、総務課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど教育総務課長が申し上げたとおり、事務職員の正規職員の配置につきまして、十分協議の上、現時点ではございますが前向きに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

現場につきましてはアレルギー対応調理台専用ブースを設置ということであり、万全ではありませんが、安全性は向上するのではないかと考えております。今後も、現場の意見を取り入れ、さらに、安全の確保をお願いしたいと思いま

す。

また、人員配置の件につきましては、給食センター内だけの事務量で考えるのではなく、中学校、小学校、給食センター、あそこのところに、現場が固まっていますよね。小学校、中学校、給食センターね。そこらの教育現場全体を考えたワークシェアリングを行うべきではないかと思っております。そうすれば、適正な人員配置ができて、その上で、給食センターをその核にしていくとか、教育現場の核にしていくとかいう考え方もあるんじゃないかと思っております。そういう意味でですね、先ほどから何回も言いますが、栄養教諭が臨時ではなく、正規できちんとしたかたちで雇用すべきではないかと思っておりますので、その件を要望いたします。

最後になりますが、本定例会にも多くの条例案が上程されておりますが、現行の中央学校給食センターのセンター条例、同規則は、昭和41年3月に制定されたものであります。今から約57年前のものであります。時代の流れとともに、条例、規則と、社会情勢、教育環境、それに伴う人員配置等、大きく乖離しているのではないかと思います。この現状に対する町執行部の見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

中央学校給食センター条例およびその同規則につきましては、三木議員ご指摘のとおり、その内容が実態と乖離していて、精査すべき点もありますので、今後は必要な改正措置を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

例規につきましては、三木議員のおっしゃるとおり、本来の目的を達成するため、社会情勢等に合わせて適宜改正が必要であると考えております。改正のタイミングを逸しないよう今後は注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

1番留意していただきたいのは、町立の中央学校給食センターであるということ、町立のですね。だから、その町の責任に応じた条例規則に改正を行うべきであると。職員配置、とにかく、その責任は何かといえば、常に児童生徒に安

心安全な給食を提供すること。不測の事態が生じても、町の責任で対応できる体制を整えることだと思っております。そういうことでそれに合わせた体制づくりと、それに合わせた条例規則の改正、これをやっていただきたいと思います。

教育長にお聞きします。教育長は、現在の給食センターの体制について、どのような認識をお持ちになり、今後どのような給食センター像を持っておられるのか、お伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

失礼します。三木議員のご質問にお答えいたします。

9月議会での三木議員からのご指導の後、10月から栄養教諭との面談および給食センターの現場視察、事務職員との面談等を5回程度行ってきました。面談により、現場の困り感や要望を聞くとともに、業務改善、業務の効率化等についての提案、指導も行ってきました。ただ今、佐伯課長が答弁したように、来年度もアレルギー対応を進めていきます。今、栄養士の確保はできましたので、調理員の確保およびアレルギー食を作るための専用ブースをできるだけ早く設置していきたいと考えております。

また、まだ足りない点もあるかもしれませんので、今後も、栄養教諭や事務職員との面談や、給食センターの現場視察をできる限り行い、人員の確保や施設の整備も含めて、より安全な給食の提供ができるよう、環境づくりに努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

9月以降、教育長が何回も給食センターの現場に来られて、現場の職員と話をしているというのは聞いております。今までにないことだと思っておりますので、とにかく、教育長はセンター長でありますから、どういうんですか、その最終責任は、教育長がお持ちにならなないといけないということで、ぜひとも執行部のほうに、教育長の思われる状態になるようなことを提言していただきたいと思います。

続いて、町長に伺います。この条例規則と、現在の給食センターの実態をどのように認識されておられますか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

三木議員の質問にお答えいたします。

給食センターの現状については、先ほど課長、教育長の答弁の中でありました、昨年10月からの面談、視察、協議の内容の報告を受けております。業務改善等、検討すべき点が多々あることは認識しております。

また、条例規則については、三木議員ご指摘のとおり、現状の社会情勢、教育環境に沿ったものである、ないとは言わざるを得ません。業務改善、環境整備、条例規則の見直しを教育委員会、給食センターと協議し、常に細心の注意を払いながら、安心安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

町長の見解も、少し乖離があると。これを改善に努めていくというようなお話でございますね。日本国には憲法があり、国民の権利自由を守るために定められております。その下に、地方自治法、各種法令があり、最終的には、地方自治を確立するために、条例が定められております。条例は自治体とそこに住む住民の守るべきルールであり、約束であると私は認識をしております。

われわれ議員も、地方自治法、会議規則等を遵守して、町民を代表してこの一般質問を行い、町の姿勢を正していくべき活動をしております。

昨今、町民からの行政不信の声を多く耳にしており、行政に対する信頼回復、信頼の回復をするためにも、執行部側は、現行条例を確実に履行するのがルールであると思います。今現在その意識がちょっと薄れていたんではないのかというふうに感じております。

しかしながら、先ほどから町長の答弁にもありますように、大きく変わる社会環境、逼迫する財政状況を踏まえ、それができないのであれば、町民の思いを大前提にして、町として責任の取れる条例に改正していくべきものと思います。行政と町民の信頼回復につながるものが、そのようにすることが信頼回復につながることでありますので、ぜひ、この点に関しましては、早急に改善をしていただきたいと思います。以上で、質問を終わります。